

酒々井町ふるさと寄附金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、酒々井町ふるさと寄附金（以下「寄附金」という。）の納付及び取扱い、特産品の贈呈について必要な事項を定める。

(寄附の申込等)

第2条 町に寄附金を寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、酒々井町ふるさと寄附金申込書（別記第1号様式）又はインターネット上の所定の申込フォームにより申し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定による酒々井町ふるさと寄附申込書の提出を受けた場合は、納付書を送付するものとする。

3 町長は、寄附の申込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

4 町長は、前項の規定による取扱いをした場合は、60日以内に書面をもって通知するとともに経過を記録しておかななければならない。

(寄附金の使途指定等)

第3条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。

- (1) 保健福祉の充実に関する事業
- (2) 教育文化の推進に関する事業
- (3) 安全安心の強化に関する事業
- (4) その他町長が必要と認める事業

2 前項に規定する事業の指定がない寄附金については、町長がその事業を定めるものとする。

(寄附金証明書の発行)

第4条 町長は、寄附金が納付されたときは、寄附者に対し寄附金受領証明書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(特産品等の贈呈)

第5条 町長は、町の区域外に住所を有する個人の寄附者から5千円以上の寄附を受けた場合には、当該寄附者の寄附金額に応じ、別に定める範囲により特産品を贈呈するものとする。ただし、当該寄附者が特産品等の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

(寄附金台帳の作成)

第6条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（別記第3号様式）を整備するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第34号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第28号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第59号）

この告示は、令和元年12月2日から施行する。

附 則（令和2年告示第80号）

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第24号）

この告示は、令和3年3月23日から施行する。

附 則（令和5年告示第74号）

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

酒々井町ふるさと寄附金申込書

申込日： 年 月 日

(あて先) 酒々井町長

私は酒々井町に寄附をしたいので、酒々井町ふるさと寄附金事務取扱要綱第2条第1項の規定により以下のとおり申し込みます。

1. 寄附をする方の情報

フリガナ				電話			
氏名				番号			
住所	〒	—		都道	区市		
				府県	郡		
メール アドレス				生年 月日	年	月	日
情報公開	<input type="checkbox"/> 承諾する	<input type="checkbox"/> 承諾しない	※承諾された場合は、氏名・住所(市区町村名)・寄附金額等を町ホームページや広報紙などで公表させていただく場合があります。				
ワンストップ 特例申請書 の送付	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	※ワンストップ特例制度とは、確定申告不要な給与所得者等が、寄附を行った自治体に申請書を提出することにより、確定申告せずに税額控除を受けることができる特例です(ただし、寄附先の自治体数が5団体以内の場合に限ります。)				

2. 寄附金額

円

3. 寄附金の払込方法 (いずれかに○印をご記入ください。)

<input type="checkbox"/>	納入通知書による町指定金融機関窓口払い *後日、納入通知書をお送りします。払込手数料は、無料です。
<input type="checkbox"/>	現金書留 *寄附申出書と寄附金を併せてお送りください。郵送料のご負担をお願いします。
<input type="checkbox"/>	酒々井町の窓口へ持参 *窓口は、酒々井町役場企画財政課です。

※クレジットカード決済などキャッシュレスによる払込みは、インターネット申込に限ります。

4. 希望する寄附金の使いみち (いずれかに○印をご記入ください。)

※指定がない場合は「その他町長が必要と認める事業」となります。

<input type="checkbox"/>	保健福祉の充実に関する事業
<input type="checkbox"/>	教育文化の推進に関する事業
<input type="checkbox"/>	安全安心の強化に関する事業
<input type="checkbox"/>	その他町長が必要と認める事業

5. 返礼品の贈呈

町外にお住まいで 5,000 円以上のご寄附を頂いた方へ、町の特産品を贈呈します。

返礼品一覧をご確認の上、希望される返礼品の番号、品名、個数及び寄附金額をご記入ください。

	番 号	品 名	個 数	寄 附 金 額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円

※返礼品は、事業者から直接送付しますので、寄附頂いた方の住所、氏名、連絡先を事業者にご提供いただきますことをご了承ください。

返礼品の贈呈を希望しない方は、以下の欄に○印を記入してください。

	返礼品の贈呈を希望しない
--	--------------

6. その他要望等

返礼品のお届け先を申出の住所以外にされる場合や、ご不在日等がある場合は、ご記入ください。

※個人情報の取扱いについて

・寄附金の受付及び入金に係る確認・連絡等に利用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。

※お礼の品について

・時期により手配に時間を要する場合がございます。万が一、品切等により手配できない場合はご連絡いたします。

問合せ先及び寄附申込書送付先

〒285-8510
千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
酒々井町役場 企画財政課 企画・地方創生推進室
TEL 043-496-1171 (役場代表) FAX 043-496-4541

寄附金受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____

寄附金額 _____

【千葉県酒々井町(地方公共団体)に対する寄附金】

受領年月日 _____

上記の寄附金について、受領したことを証明します。

年 月 日

千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

酒々井町長

